

**ブラジル銀行 在日支店  
取引規定集(個人)**

<b>取引共通規定</b> .....	p.2
<b>預金口座(CONTA POUPANÇA-OURO) 規定</b> .....	p.3
普通預金および定期預金規定.....	p.3
BB ジャパン・キャッシュカード規定.....	p.5
オンライン取引規定.....	p.7
<b>外国送金取引規定</b> .....	p.7
<b>留意事項</b> .....	p.10
<b>当行の経営方針</b>	
反社会的勢力との対決.....	p.11
プライバシーポリシー.....	p.11

## 取引規定集(個人)

1. ブラジル銀行在日支店(以下「当行」といいます。)の商品およびサービスに係る「取引規定集(個人)」(以下「本規定」といいます。)は、当行と銀行取引(当座預金口座を除く。)を行う個人のお客様(以下「利用者」といいます。)に適用されます。
2. 全ての法律、規則、命令、規制等は、本規定の各条項に述べられている内容の基礎となり、かつ本規定に優先されるものであり、本規定に述べられている内容から独立して各取引に適用される可能性があります。本規定に定められていない事項については、日本の法律、規則および慣習に準じた当行所定の方法により取り扱います。

## 取引共通規定

### 本人確認

3. 当行は、利用者及各取引の開始時または当行が必要と判断した場合に、関係法令および当行が定める規定に従って本人確認書類の提示を求める等、当行所定の方法により本人確認を行います。
4. 取引の実行にあたり、口座開設またはサービス申込み時に提示された本人確認書類が有効期限切れであることが判明した場合、利用者が本人確認手続に非協力的な場合、または利用者の本人確認が未完了であると当行が判断した場合は、当行は取引に係る義務の履行を拒むことができます。
5. 預金の入出金その他の取引を行うにあたっては、当行所定の払戻し請求書その他の書面に届出のとおり署名または記名捺印の上、当行に提出してください。当行の内部規定に従って、署名または印影を相当の注意をはらって照合し、届出の署名また印影に相違ないと認めて取扱った取引については、利用者または第三者による書類、署名または印章の偽造、変造その他の悪用から生じたいかなる損失、損害についても、当行は一切責任を負いません。
6. BB ジャパン・テレフォンバンキング、BB ジャパン・インターネットバンキング、携帯電話による自動取引および自動取引対応機による取引(以下、総称として「オンライン取引」といいます。)については、当行所定の方法により登録されている暗証番号を照合することで本人確認を行い、口座名義人によるアクセスであることを確認します。

### 届出事項の変更

7. 利用者は、当行に届け出た情報および書類の真实性に法的責任を負い、氏名、住所、電話番号等、本人確認書類の情報、署名・印章、および外国籍の場合は日本の在留資格(査証)など、当行に登録されているデータにいかなる変更が生じた場合にも、利用者は当行所定の方法に従って、変更事項を届け出てください。当行所定の手続きが完了した時点で登録が変更されたものとみなします。変更手続きが完了する前に生じた損失、損害については、当行は一切責任を負いません。
8. 当行から利用者宛てに発送した通知が返送された場合、または利用者が前項に記載されている届出事項の変更手続きを行わなかった場合、当行は明細書その他の書類の送付を停止し、また取引の利用の一部または全部を停止する場合があります。(BB ジャパン・テレフォンバンキング、BB ジャパン・インターネットバンキングおよび携帯電話による自動取引、その他 BB ジャパン・キャッシュカードならびに BB ジャパン・レミタンスカードの利用を含みます。)

### 取引

9. 当行と取引を行うにあたっては、当行は利用者の所得の証明および当該取引に係る資金源泉の双方またはいずれか一方、ならびに利用者の住所等を証明する書類を、電話、郵便その他当行所定の方法にて提示することを要請する場合があります。当行の要請に対して利用者から返答がない場合、または利用者が要請への協力を拒否した場合は、当行は取引を停止または実行しないことができるほか、口座またはサービスの利用を停止または解約できるものとします。
10. 外国為替を伴う取引は、本規定のほか「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」といいます。)およびこれに基づく政省令ならびにその他外国為替関連法規の定めに従って取り扱います。外国為替を伴う取引については、実行時に有効な当行所定の為替レートが適用されます。この場合、利用者は金融市場の状況に応じて同日中に為替レートが変動する可能性があることを承諾するものとします。なお、外国為替を伴う取引が実行されたあとは、当該取引を取り消すことはできません。
11. 当行の商品およびサービスについて、当行は取引金額および取扱時間帯の制限、ならびに取引に関する手続きを定め、これらを当行所定の方法により公表するものとします。なお、これらの内容については、利用者事前に通知することなく、変更できるものとします。
12. 取引実行時において、取扱金額(取引額および手数料額の合算)が利用者の普通預金の残高または当該取引に際し利用者から当行へ支払われた金額を上回る場合(取扱金額不足)、当行は当該取引を実行しません。また、取扱金額が当行所定の取引限度額を超える場合も同様に実行しません。
13. 当行所定の取扱時間外に受け付けられた取引依頼は翌営業日(当行所定の実行日)の取扱いとなり、その実行時に有効な為替レートが適用されます。

### 利用手数料

14. 当行は、口座の取引やその他サービスの利用について、当行所定の手数料一覧表に従って手数料をいただきます。手数料一覧表は、当行の支店および出張所(以下「支店等」といいます。))店頭ならびに当行ホームページ([www.bb.com.br/japan](http://www.bb.com.br/japan))にて公表されています。また、手数料が変更された場合も同様に公表されます。

### 譲渡、買入れの禁止

15. 当行が取り扱う預金口座である Conta Poupança-Ouro (コンタ ポウパンサ オウロ)またはその残高(普通預金および定期預金)、その他当行の商品およびサービスにかかる権利等については、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者

に利用させることはできません。ただし、当行による事前の承諾がある場合はこの限りではありません。

16. 当行発行のカード類(BB ジャパン・キャッシュカード、BB ジャパン・レミタンスカード等)、暗証番号等については、利用者の個人利用に限るものとし、第三者に使用させることを固く禁じます。これに違反した場合、いかなる損失、損害が発生しても当行は一切責任を負いません。カード類、暗証番号等を譲渡または貸与により、第三者に使用させることは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。

#### 免責事項等

17. 利用者が届け出ている氏名および住所に宛てて、当行が通知または書類を送付する場合、当該書類が延着し、または到着しなかったときにおいても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
18. 利用者の届出事項に不正があった場合または利用者が本規定に反した場合、当行は、口座またはサービスの利用を停止または解約できるものとします。
19. 利用者は商品およびサービスを正しく利用しなければなりません。当行は以下に起因するトラブルについては責任を負いません。
- 当行の商品およびサービスを不適切に利用した場合
  - 事変、天災、戦争、停電その他当行の責によらない事由から発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害により当行の商品およびサービスを利用できない場合
  - 関係法令に従って利用者の本人確認が正常に行われたにもかかわらず、不正取引が行われた場合(後述に規定する場合を除きます。)
  - その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、誤った情報を当行に提供した場合
  - 当行所定の取扱時間および取引金額に関する制限が守られなかった場合
  - 利用者が使用する端末のトラブル、通信トラブルまたは回線トラブル等により、通信エラーが発生し、当行が利用者の依頼または情報を受信できない場合、および当行が送信する情報を利用者が受信できない場合
  - システムメンテナンス、災害もしくは法令の制限、裁判所その他の公的機関による決定もしくは命令その他の措置または不可抗力により、商品およびサービスの取扱いが遅延または中断された場合
  - 取引完了前に生じたトラブルの場合(当行の商品およびサービスにつき依頼された取引は、当行がそれを実行し、取引が完了した時点で有効となります。)
  - 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬もしくは脱漏等により生じた場合
20. 前項に記載されている状況以外に、当行の責によらない事由に起因するトラブルについては、当行は責任を負いません。

#### サービスの中断

21. システムメンテナンスの実施にあたっては、商品およびサービスの取扱いが一時的に利用できない場合があります。利用の停止時間帯は支店等の店頭および当行ホームページ([www.bb.com.br/japan](http://www.bb.com.br/japan))にて公表されます。
22. 外国為替市場が不安定となった場合、当行は予告なく外国為替取引を一時停止できるものとします。

#### 商品およびサービスの利用停止

23. 当行所定の方法に従って、利用者は商品およびサービスの利用停止を依頼することができます。ただし、当行に対する支払いが残っている場合等、利用停止の依頼を受け付けることができない場合があります。また、取引が予約されている場合は、当該取引も取り消されるものとします。商品およびサービスの利用停止により生じた損失または損害については、当行は責任を負いません。
24. 以下の場合において、当行は利用者へ対し、商品およびサービスの利用を停止できるものとします。
- 不当な利益を得るための詐欺的行為または意図的な不作為が確認された場合
  - 直接または間接的に、当行への届出事項について虚偽の申告をした場合
  - 本規定に記載されている条項に違反する行為が確認された場合

### 預金口座 (CONTA POUPANÇA-OURO) 規定

25. Conta Poupança-Ouro(コンタポウパンサオウロ、以下「口座」といいます。)は、普通預金および定期預金を、それぞれ円または当行が取り扱う外国通貨(以下「外貨」といいます。)建てで預金できる銀行口座です。当行に口座を保有する者を以下「口座名義人」といいます。
26. 当行は外国の銀行であり、本国内に本店を有しないため、当行に預け入れられた預金は、日本の預金保険制度の対象外です。

### 普通預金および定期預金規定

#### 普通預金

27. 普通預金は期間の定めがありません。
28. 普通預金の利息は当行所定の適用金利に基づき日割計算にて計算され、毎月口座に支払われます。円貨建ての場合は、1年を365日として計算され、1円単位にて付利されます。外貨建ての場合は、1年を360日として計算され、1補助通貨単位(例:米ドルの場合は1セント)にて付利されます。
29. 普通預金の利息は円貨建ての場合は毎日の最終残高1円以上、外貨建ての場合は1補助通貨単位以上(例:米ドルの場合は1セント)の残高についてそれぞれ計算され、付利されます。

**定期預金**

30. 定期預金はあらかじめ預入期間が定められ、その期間に応じて利率が適用される預金であり、円貨および外貨建てで預金できます。
31. 定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について、預入時の当行所定の適用利率によって日割計算し、円貨建て利息の付利単位を1通貨単位(1円)、また外貨建て利息の付利単位を1補助通貨単位(例:米ドルの場合は1セント)として、満期日に支払われます。円貨建ての場合は、1年を365日として、外貨建ての場合は、1年を360日として、利息が計算されます。
32. 口座名義人から別途申出がない場合、定期預金の満期を自動継続として取り扱います。満期日を継続開始日として元利息は同一期間の定期預金として組み入れられ、継続開始日の当行所定の利率が適用されます。その後の満期についても同様に取り扱われます。
33. 第1回目の満期日前に定期預金を解約する場合、利息は一切付利されません。1回目の満期日以降に解約する場合は、解約日における普通預金の利率にて日割計算された利息が付利されます。

**口座維持手数料**

34. 口座開設日から180日が経過した以降に、円貨および外貨預金を含めて当行所定の方法により計算された口座の月間平均残高がUS\$1,000.00相当額に満たない口座については、当該月の口座維持手数料として100円が普通預金から引き落とされます。なお、預金残高が手数料額に満たない場合は、預金残高が当該手数料として引き落とされます。

**未成年者による口座の開設および利用**

35. 16歳以上20歳未満の未成年者については、円貨建ての取引に限り口座を開設することができます。なお、下記書類のいずれか1つの提示を受けて、かつ当行が認めた場合は、口座名義人が未成年者である場合も外貨建て預金の保有および外国為替を伴う取引をできるものとします。
- a) 法定代理人による同意書
  - b) 源泉徴収票その他所得証明書、または在職証明書
  - c) 既婚である場合、婚姻状態を証明する書類
36. 16歳未満の未成年者は当行にて口座開設はできません。

**共同名義口座**

37. 当行は、新規に共同名義口座を開設いたしません。
38. 既存の共同名義口座について、両口座名義人は本規定に記載された全規定を遵守しなければなりません。口座名義人のいずれか一方が本規定の条項のいずれかを遵守しなかった場合は、両口座名義人ともに口座を利用できなくなることがあります。
39. 既存の共同名義口座の場合、一方の口座名義人が他方の口座名義人から独立して、口座の取引および解約を行うことができます。また、既存の共同名義口座の口座名義人が各自または共同で送金人もしくは受取人となる送金については、当行は、当該口座において入出金を行うことができるものとします。
40. 第一および第二口座名義人の登録をしている既存の共同名義口座については、両名義人の同意に基づき、第二名義人のみ共同名義口座から除名できるものとします。

**成年後見人等の届出**

41. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面にて届け出てください。
42. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面にて届け出てください。
43. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合も、前2項と同様に当行に届け出てください。
44. 前3項の届出事項の取消または変更等が生じた場合も、同様に届け出てください。
45. 当行が前4項の届出を受理する前に生じた損失、損害については、当行は一切の責任を負いません。

**取引明細書**

46. 当行は、当行所定の方法および条件に従って、口座の取引明細書を定期的に発行します。ただし、取引明細書の発行にあたっては、手数料をいただく場合があります。口座名義人は、当行所定の方法により、取引明細書の発行の停止を申し出ることができます。
47. また、口座名義人は、当行所定のオンライン手続きにより取引明細書を入手することもできます。

**口座取引**

48. 当行は、円貨および外貨建て現金の入金を受け付けます。ただし、外貨建て現金は、当行が取扱いを認める通貨に限られます。
49. 当行は、現金のほか小切手による入金を受け付けます。ただし、小切手入金の受付については、当行所定の方法に従って取立てを行い、取立てが完了した後に、取立金額を口座に入金します。なお、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は、白地を補充する義務を負いません。小切手が不渡りとなった場合は、その通知を届出住所宛てに発信するとともに、当該小切手を当行の支店等の店頭にて返却します。この場合、あらかじめ当行所定の方法による依頼を受けたものにより、権利保

全の手続きを行うものとします。なお、外貨建て小切手は、当行が取扱いを認める通貨に限られます。

50. 当行は、前 2 項のほか、郵送（現金書留）または他行からの振込みによる入金も受け付けます。振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信その他誤発信による取消通知があった場合は、当該振込みに係る入金を取り消します。
51. 口座名義人のみが、日本国内の支店等の店頭にて、または磁気カード、有効な電子システムその他法令で規定された方法で、口座の入出金その他取引を行うことができます。ただし、関係当局の決定により、事前に口座名義人へ通知しまたは口座名義人の同意を得ることなく、当行は口座の入出金その他取引を行うことができます。
52. 口座名義人から送金の依頼を受けた場合、送金資金の種類その他依頼方法にかかわらず、当行は、口座名義人の口座を経由して送金を行うものとします。

#### 暗証番号

53. 暗証番号は口座名義人が責任をもって厳重に管理してください。暗証番号を使用する際は、他人に知られることがないように十分に注意を払い、第三者に漏らさないでください。暗証番号の設定にあたり、生年月日、電話番号、住所、自動車のナンバーや連番等の推測されやすい番号は避けてください。
54. 暗証番号の盗難にあった場合、あるいは第三者に暗証番号を知られた疑いがある場合、口座名義人は当行の支店等の窓口またはコールセンターを通じて当行へ直ちに連絡してください。連絡を受けて、当行は当該暗証番号の利用を停止し、新しい暗証番号の発行手続きを案内します。なお、BB ジャパン・インターネットバンキングにて利用停止の手続を行うこともできます。
55. 口座名義人が当行の支店等の店頭にて暗証番号を設定する場合は、口座名義人が希望する暗証番号を設定することができます。郵送その他の依頼方法による場合は、暗証番号は当行所定のシステムより自動的に割り振られ、口座名義人宛てに郵送されます。
56. 暗証番号の変更は、口座名義人が当行所定の方法により依頼した場合に限り、行うことができます。
57. BB ジャパン・キャッシュカードは、暗証番号を連続して 3 回間違えて入力した場合、使用できなくなります。
58. BB ジャパン・テレフォンバンキング、BB ジャパン・インターネットバンキングおよび携帯電話による自動取引は、暗証番号を連続して 5 回間違えて入力した場合、使用できなくなります。

#### 休眠口座

59. 12 ヶ月にわたり口座取引または届出事項の更新手続き等が行われない口座は、休眠口座とみなされます。休眠口座は、現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）およびオンライン取引の利用が停止される場合があります。この場合、当行所定の方法により本人確認が完了した後に、口座名義人は口座の利用を再開することができます。
60. 当行は、10 年以上にわたり休眠口座の状態にある口座について、預金残高が 1 万円以上の口座については、システム上登録された住所宛てに通知を郵送することによって、口座名義人と連絡を取るよう努めます。当行が口座名義人と連絡を取ることが不可能であると判断した場合、当行は当該口座を解約できるものとします。また、預金残高が 1 万円未満の口座については、口座名義人に通知することなく口座が解約される場合があります。口座残高については、新たに当行所定の方法による本人確認手続きが完了した後に払い戻されます。この場合、当行は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

#### 口座の解約

61. 当行および口座名義人のいずれも、当行所定の書面をもって通知することにより、口座の解約ができるものとします。口座名義人が解約を依頼する場合は、当該書面に届出の署名または記名捺印して当行に提出してください。ただし、残高がない休眠口座について、当行は口座名義人に通知することなく、口座を解約できるものとします。
62. 当行は、口座の解約にあたり、口座名義人が当行に支払うべき債務があれば、その金額を口座名義人に支払うべき額から控除して支払うことができるものとします。
63. 当行の責めによらない事由により当行が法令、裁判所、行政庁または自主規制機関の規則等により要求される義務を履行することができない場合、当行所定の方法に従って、当行はいつでも口座を解約できるものとし、口座名義人は異議を申し立てないものとします。また、当行は解約返戻金を他の種類の口座への入金その他当行が適当と認める方法（当行所定の為替レートによる為替換算を含みます。）により処理することができるものとします。

#### BB ジャパン・キャッシュカード

64. BB ジャパン・キャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）は、日本国内に居住している口座名義人に限り、口座開設時に届出住所へ送付されます（私書箱は認められません）。口座名義人は、キャッシュカードを当行の ATM もしくは自動取引対応機、または当行が ATM の共同利用の提携をしている金融機関等（以下「提携機関」といいます。）の ATM で使用して、各種普通預金取引を行うことができます。
65. キャッシュカードの所有権は当行に帰属し、当行所定のサービスを利用するためのものとして、キャッシュカードは口座名義人一人につき 1 枚貸与されます。キャッシュカードを譲渡、質入れまたは貸与すること、また口座を同様に取扱うことは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。

#### 取引

66. ATM および自動取引対応機における各種取引は、当行および提携機関が定める取扱金額および取扱時間の範囲以内とします。
67. キャッシュカードに、外貨の自動円貨換算による円貨引出し機能がついている場合は、当該引出し実行時に有効な当行所定の為替

レートが適用されます。

68. 口座名義人の、ATMまたは自動取引対応機の不適切な使用により生じた損失、損害については、当行および提携機関は責任を負いません。

#### 手数料

69. 口座名義人が提携機関のATMを使用する場合にも、当行所定の手数料一覧表に従って、口座から手数料を引き落します。

#### キャッシュカードの再発行

70. キャッシュカードの再発行にあたって、再発行手数料をいただく場合があります。  
71. キャッシュカードの再発行後は、既存のキャッシュカードは自動的に使用できなくなります。

#### キャッシュカードの紛失および盗難

72. キャッシュカードの紛失または盗難にあった場合は、すみやかに当行に届け出てください。当行は、届出を受けた場合、直ちにキャッシュカードの利用を停止します。

#### キャッシュカードの利用停止／停止解除ならびに解約

73. キャッシュカードの利用停止の手続きは支店等の店頭またはコールセンターにて依頼できるほか、その他当行が定める方法にて行うことができます。  
74. キャッシュカードの利用または口座を解約した場合、口座名義人は、キャッシュカードにはさみで切り込みを入れる等キャッシュカードを使用できないようにした上で、当行に返却してください。  
75. キャッシュカードの改ざんまたは不正使用等、当行が口座名義人によるキャッシュカードの利用を不適当と認めた場合は、キャッシュカードの利用を停止できるものとします。この場合、当行が要請したときは、口座名義人はすみやかにキャッシュカードを当行に返却してください。  
76. キャッシュカードの利用停止解除は、口座名義人による当行所定の解除依頼が必要となります。

#### 責任の範囲：偽造カード等による払戻し等

77. 偽造または変造キャッシュカードによる払戻しが行われた場合、その払戻しは、口座名義人に対しては効力を生じません。ただし、口座名義人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって口座名義人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除きます。口座名義人は、当行所定の書類を提出し、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

#### 責任の範囲：盗難カードによる払戻し等

78. 口座名義人がキャッシュカードを紛失し、または盗難にあった場合、当該キャッシュカードが当行に返却された時点または当行に第72項に基づく届出があった時点以前に、他人に当該カードを不正利用されたことにより生じた損失、損害については、法令に別段の定めがある場合を除き、当行は責任を負いません。ただし、キャッシュカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、口座名義人は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、第72項に基づく当行への届出が行われていること
  - 当行の調査に対し、口座名義人より十分な説明が行われていること
  - 当行に対し、警察署に被害届けを提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
79. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが口座名義人の故意による場合を除き、当行は、当行へ届出が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを口座名義人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
80. 当該払戻しがおこなわれたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ口座名義人に過失（重過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
81. 前3項の規定は、当行への届出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。
82. 前4項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - 口座名義人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - 口座名義人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦などをいいます。）によって行われた場合
    - 口座名義人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - キャッシュカードの盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合
83. 重大な過失または過失となりうる場合（ただし、これらに限られるものではありません。）
- 口座名義人の重大な過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- i) 口座名義人が他人に暗証番号を知らせた場合
  - ii) 口座名義人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
  - iii) 口座名義人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- b) 口座名義人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。
- i) 金融機関から推測されやすい暗証番号を使用しないよう働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号や連番等の推測されやすい番号を暗証番号として使用していた場合
  - ii) 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
  - iii) キャッシュカードを他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

### オンライン取引規定

84. 当行は、BB ジャパン・テレフォンバンキング(以下「テレフォンバンキング」といいます。)、BB ジャパン・インターネットバンキング(以下「インターネットバンキング」といいます。)、携帯電話による自動取引、および自動取引対応機による当行所定のサービスを口座の開設とともに口座名義人へ提供します。
85. インターネットバンキングおよび携帯電話による自動取引は、インターネットに接続できるコンピュータ端末または、当行所定のネットワークに接続できる携帯電話機等を通じてアクセスすることにより利用することができます。口座名義人は、携帯電話による自動取引によるサービスの提供を受けるにあたり、利用できない携帯電話の機種があることを承諾するものとします。
86. テレフォンバンキングはプッシュ式の固定電話、公衆電話、携帯電話等を通じてアクセスします。
87. 自動取引対応機は支店等の店頭に設置され、キャッシュカードを利用してアクセスします。

### 取引

88. インターネットバンキングまたは携帯電話による自動取引を利用する際は、別途キャッシュカードの暗証番号の照合を必要とする取引があります。
89. プロバイダー費用、電話回線、インターネット接続にかかる通信費その他の諸費用は口座名義人が負担するものとします。

### オンライン取引による不正払戻し

90. 本規定の他の規定にかかわらず、オンライン取引にかかる預金の不正な払戻し(口座名義人以外の第三者による口座名義人の事前または事後の明示または黙示の承認を得ることのない預金の払戻しをいい、以下「不正払戻し」といいます。)については、以下の各号の要件を全て満たす場合に限り、口座名義人は次項の規定に基づき当行に対し不正払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができるものとします。
- a) 当該不正払戻しについて、口座名義人に過失がないこと
  - b) 暗証番号の盗難その他当該不正払戻しの原因となる事実(以下「不正払戻原因」といいます。)に気づいてからすみやかに、当行への連絡が行われていること
  - c) 当行の調査に対し、口座名義人より十分な説明が行われていること
  - d) 口座名義人が、捜査当局へ被害事実等の事情説明を行い、捜査当局の措置に真摯に協力していること
91. 前項の請求がなされた場合、当行は、当行へ連絡が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを口座名義人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額を補てんするものとします。
92. 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当行は前2項の補てんを行いません。
- a) 当行への連絡が、不正払戻原因が生じた日(不正払戻原因が生じた日が明らかでない場合は、不正払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合
  - b) 口座名義人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって不正払戻しが行われた場合
  - c) 口座名義人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - d) 不正払戻原因が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

### 外国送金取引規定

93. 当行は、下記外国送金取引(以下「海外送金」といいます。)を取り扱います。
- a) 外国向送金
  - b) 国内にある当行の支店等または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建て送金
  - c) 外国為替法規上の非居住者が依頼人または受取人となる国内にある当行の支店等または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建て送金
  - d) 当行発行の外貨建て小切手
  - e) その他前各号に準ずる取引
94. 当行は、口座名義人による海外送金の依頼を受けるものとし、依頼方法にかかわらず海外送金の資金は海外送金の依頼者(以下「送金人」といいます。)の口座を経由されるものとします。送金人が当行に利用可能な口座を保有していない場合は、海外送金依頼書兼告知書の提出とあわせて、海外送金依頼書兼告知書に記載された必須項目に基づき当行は口座を開設するものとし、当該口座を経由して海外送金を行います。ただし、当行が認める場合に限り、別途に取り扱う場合があります。

95. 海外送金に関する情報(本人確認事項、住所、受取人情報、送金目的等)を偽って申告することは、日本、ブラジルその他関係諸国の諸法令に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。
96. 当行は、当行所定の方法により事前登録された送金受取人宛ての海外送金についてのみ依頼を受け付けます。届け出られた受取人に関する情報の正確性、真実性および登録内容(送金人および受取人)の変更については送金人が責任を負うものとし、変更手続きが完了する前に、またはかかる情報の誤りにより生じた損失損害については、当行は責任を負いません。
97. 送金人が海外送金を 12 ヶ月にわたり利用しなかった場合、ATMおよびオンライン取引による海外送金の利用は停止されます。利用を再開する場合は、送金人より当行へ連絡してください。
98. 日本の国籍を有しない送金人については、外国人登録証明書の有効期限が切れている場合、海外送金の依頼ができないものとします。
99. 海外送金の照会、変更および組戻しの依頼にあたっては、当行所定の書面に届出のとおり署名または記名捺印の上、海外送金計算書および当行が定める本人確認書類とともに提出してください。インターネットバンキングおよび携帯電話による自動取引にて依頼された海外送金については、送金人は、当行による実行前に限り、それぞれ同じアクセス法にて海外送金の取消しを依頼することができます。

#### 海外送金の依頼

100. 海外送金の依頼は、次により取り扱います。
  - a) 海外送金依頼書兼告知書: 当行所定の海外送金依頼書兼告知書に記入および署名または記名捺印をし、支店等へ来店または郵送により提出してください
  - b) BBジャパン・レミタンスカード(以下「レミタンスカード」といいます。): 当行または提携機関のATMを使用してください(外国向送金のみ対応が可能です。)
  - c) オンライン取引: インターネット、電話その他当行所定の方法にて依頼してください(外国向送金のみ対応が可能です。)
101. 海外送金の依頼を受け付けるにあたっては、外為法その他関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
  - a) 海外送金依頼書兼告知書または受取人登録依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。日本の関税関係法令に基づき輸出入が禁止または制限されているものの代金とするを目的とする海外送金については、当局の許可、承認等が必要となります
  - b) 海外送金依頼書兼告知書に必要とされる事項を記入し提出してください
  - c) 当行所定の本人確認書類を提示してください
  - d) 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
102. 前項に記載された要件が満たされなかった場合、提出された書類等の内容に偽りが確認された場合、または日本、ブラジルおよびその他関係諸国の諸法令、慣習に違反する場合、当行は海外送金の依頼を拒絶できるものとします。
103. 海外送金を依頼するにあたり、送金人は送金資金、送金手数料(外国為替を伴う場合は、為替手数料を含みます。)ならびに海外送金にかかわる支払指図の仲介および銀行間における送金資金の決済を行う当行の支店等または他の金融機関(以下「関係銀行」といいます。)および受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関(以下「支払銀行」といいます。)が徴収する手数料等を負担することを了承するものとします。

#### 送金委託契約の成立と取消し等

104. 送金委託契約は、当行が海外送金の依頼を承諾し、送金額および手続きに必要な手数料その他の諸費用を合わせた送金資金を受領した時に成立するものとします。送金額が US\$10,000.00(一万美元)相当額超である場合は、送金人に依頼の確認を行うてからのみ海外送金の依頼を承諾します。
105. 送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、海外送金計算書を交付します。なお、海外送金計算書は、取消し・組戻しや変更を依頼する場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
106. 送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して、当該海外送金にかかわる支払指図を発信する前、または送金人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の取消しができるものとします。この場合、取消しによって生じた損失、損害については当行は責任を負いません。
  - a) 取引等の非常停止が命じられている場合など海外送金が外国為替関連法規に違反するとき
  - b) 戦争、内乱、もしくは関係銀行または支払銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
  - c) 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
107. 送金委託契約が取り消された場合、当行は、送金資金を送金人の口座に入金する方法その他当行が定める方法により送金人に返却します。
108. 送金資金を返却した後、送金委託契約の取消しによって生じた損失、損害については当行は責任を負いません。

#### 海外送金にかかわる支払指図の発信等

109. 送金委託契約が成立したときは、当行は送金の依頼内容に基づき、遅滞なく関係銀行に対して当該海外送金にかかわる支払指図を発信し、または送金小切手を送金人に対して交付します。
110. 当行は、海外送金を実行するために日本および関係各国の法令・勅令・慣習、海外送金のシステム(スイフト等)が求める要件、および関係銀行所定の手続き等に従って、海外送金依頼書兼告知書に記載された明細、取引整理番号、送金人の口座番号、住所、

およびその送金人を特定する番号等のいずれか、または全てを支払指図書に記載して、関係銀行に伝達します。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに支払銀行に伝達されることがあります。

111. 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行の利用についても、送金人が特に指定した場合を除き、同様とします。
112. 当行が送金人の指定に従うことが不可能と認めるとき、または送金人の指定に従うことによって、送金人に過大な費用負担または海外送金の遅延が生じる場合等であって、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとときのいずれかに該当するときには、当行は、送金人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金人に対して可能な限りすみやかに通知します。
113. 前3項の取扱いによって生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。

#### 手数料および諸費用

114. 海外送金の受付にあたり、当行所定の手数料(手数料一覧表に従います。)、関係銀行および支払銀行の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、手数料等は送金資金から差し引かれる場合または後日請求される場合があります。
115. 照会、変更、組戻し・取消しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。なお、手数料等は事前にまたは後日請求されます。
  - a) 照会手数料
  - b) 変更手数料
  - c) 組戻し・取消し手数料
  - d) 電信料、郵便料
  - e) その他照会、変更、組戻し・取消しに関して生じた手数料・諸費用

#### 為替相場

116. 当行は、当行の海外送金の基準となる米ドル建てにて海外送金を取り扱います。その他通貨による海外送金の依頼を受け付けた場合には、当行所定の方法に従って海外送金の手続きを行います。
117. 海外送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨建てにて受領したときは、計算実行時における当行所定の為替レートを適用して換算した金額を送金します。
118. 送金資金等の返却にあたり、当行が送金人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合は、計算実行時における当行所定の為替レートを適用して換算した金額を返却します。

#### 受取人に対する支払通貨

119. 送金人が支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨、または受取人の預金口座の通貨と異なる通貨を送金通貨として海外送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替レートおよび手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の方法に従うこととします。

#### 取引内容の照会等

120. 送金人は、海外送金の依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、海外送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当行に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求め、照会手続きにあたり手数料をいただく場合があります。
121. 当行が発信した海外送金について、関係銀行から照会を受けた場合は、当行は海外送金の依頼内容について送金人に照会することがあります。この場合、送金人はすみやかに回答してください。当行からの照会に対して、当行が定める期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合に生じた損失、損害について、またこれらによって取り消された海外送金については、当行は責任を負いません。
122. 当行が発信した海外送金について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金手続きができないことが判明した場合には、当行は送金人に可能な限りすみやかに通知します。この場合、関係銀行から手数料および諸費用が差し引かれて送金資金が返却される場合があります。また、手数料等が後日請求される場合もあります。

#### 依頼内容の変更

123. 送金委託契約が成立し、海外送金実行後にその依頼内容の変更依頼を当行が受け付けたときは、当行が適当と認める手段により、変更依頼書の内容に従って変更の指図を関係銀行へ発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。小切手の変更依頼および海外送金の金額変更依頼は受け付けません。
124. 依頼内容の変更依頼を受け付けるにあたっては、海外送金依頼を受け付けるときと同様に取り扱います。変更依頼により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
125. 依頼内容の変更依頼は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、取扱いができない場合があります。

#### 組戻し

126. 海外送金が既に実行されている場合、原則として、当行は当該送金の組戻し依頼を受け付けません。組戻し依頼を当行が受け付けた場合、当行は延滞なく組戻しの手続きを行います。送金した金額が既に資金化されている場合のほか、法令による制限、

政府等の公的機関の措置等、または関係銀行および支払銀行による組戻しの拒絶により、取扱いができない場合があります。なお、組戻し手続きに当たり発生した手数料および諸費用は、送金人が負担するものとします。

127. いかなる理由であれ関係銀行および支払銀行より送金資金が返却された場合は、当行は当該海外送金が取り消されたものとして取り扱います。また、当行が必要であると認めた場合は、当該海外送金を再度実行します。
128. 送金資金が返却された場合、当行は手数料および諸費用等が差し引かれた当該資金を送金人の口座に同通貨のまま入金します。(送金人が当該資金の通貨建てで預金がない場合は円貨換算の上入金します。)外国為替を伴う場合は、計算実行時に有効な当行所定の為替レートを適用します。ただし、当行が認める場合に限り、別途に取り扱う場合があります。
129. 海外送金の組戻しにより生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。

#### 免責事項

130. 次の各号に定める当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
  - a) 関係銀行・支払銀行が所在国の法令および慣習もしくは関係銀行・支払銀行所定の手続きに従い取り扱ったことにより生じた損失、損害、またはブラジル銀行を除いた関係銀行・支払銀行の責に帰すべき事由により生じた損失、損害
  - b) 送金人と受取人または第三者との間における海外送金の原因関係に係る損失、損害
  - c) 成年後見人の変更等の届出を当行が受ける前に生じた損失、損害
  - d) その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損失、損害

#### ブラジル宛ての海外送金

131. ブラジル宛ての海外送金について、決済に伴い口座への入金が自動的に行われるためには、あらかじめ口座入金許可書の届出が必要であり、個人納税者登録(CPF)および受取人の登録状態が有効であることが前提となります。口座入金許可書は、受取人情報および送金目的に変更がない限り、同受取人への送金の決済に継続して有効となります。

#### レミッタンスカード

132. レミッタンスカードの所有権は当行に帰属するものであり、日本居住者である送金人が事前登録済みの受取人(個人に限ります。)宛てに当行および提携機関のATMにて外国向送金を行うための個人利用に限られるものとします。
133. 当行は、レミッタンスカードの再発行に当たり、発行手数料をいただく場合があります。レミッタンスカードの紛失または盗難にあった場合は、当行へすみやかに届け出てください。届出を受けて、当行は直ちにレミッタンスカードの利用を停止します。当行が届出を受ける前に送金人に生じた損失または損害については、当行は責任を負いません。
134. レミッタンスカードは送金人一人につき最大5枚まで(無効なカードを除きます。)、登録されている受取人一人につき1枚使用できます。
135. レミッタンスカードは送金人の依頼により、または以下の場合に自動的に発行されます。
  - a) 送金人と受取人が同一人物、かつ送金目的が収入であり、現金書留により一度送金が行われたがレミッタンスカードが発行されていない場合
  - b) 送金人と受取人が異なる人物、かつ送金目的が親族等の生活費または扶養手当であり、現金書留により二度送金が行われたがレミッタンスカードが発行されていない場合

#### 留意事項

##### 情報の取扱い

136. 当行は、個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められる場合のほか、法令(外国の法令を含みます。)および公的機関(日本および外国の官公庁および自主規制機関を含みます。)の規制、命令、指示または要請に従うために必要な場合は、規則等を遵守・実施する目的で利用者および利用者の取引に関する情報を開示することができ、利用者はこれに異議を申し立てないものとします。

##### 本規定の変更

137. 本規定は変更される場合があります、改訂内容は支店等の店頭またはホームページ([www.bb.com.br/japan](http://www.bb.com.br/japan))にて公表されます。

##### 正文

138. 本規定について、日本語による記載内容とポルトガル語による記載内容が相違する場合は、日本語によるものが優先されます。

##### 準拠法および管轄裁判所

139. 本規定には、日本法が適用され、日本法に従って解釈されます。訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

## 当行の経営方針

### 反社会的勢力との対決

1. 当行は、反社会的な性質を持つ取引や、反社会的勢力および団体の関係者らによって依頼された取引には応じない等、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨みます。
2. 当行は、利用者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いが生じた場合、既存契約を解除できるものとします。なお、この規定において「反社会的勢力」とは、ある法人、団体または個人が、暴力団、暴力団員、暴力団企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに順ずるものである場合、または暴力的な要求行為もしくは法的責任を超えた不当な要求行為を行うものである場合の、当該法人、団体および個人をいいます。
  - a) 利用者が反社会的勢力であること
  - b) 反社会的勢力が、直接的であるか間接的であるかを問わず、利用者の活動に関与していること
  - c) 利用者の主要な株主その他利用者を支配する者が反社会的勢力であるか、または意図的に反社会的勢力と交流をもっていること
  - d) 反社会的勢力が、直接であると間接であるとを問わず、資金提供その他の行為を行うことを通じて利用者の活動に協力し、または関与していること
  - e) 利用者が、反社会的勢力に対して、名目のいかんを問わず、資金提供を行っており、または今後行う予定があること
  - f) 利用者が、第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との間で意図的に取引をしていること

### プライバシー・ポリシー

当行は、個人情報保護法に則り、法律で定められる場合を除き、お客様ご本人の同意を得ることなく以下に記載した以外の目的に、個人情報を利用することはいたしません。

お客様により良いサービスを提供するために、苦情に関しては迅速に対応し処理いたします。お客様の信頼に値する銀行、またお客様に好かれる銀行となるように、個人情報を適切かつ誠意をもって取り扱います。

#### 1. 取得された個人情報の利用目的

個人情報は法律に定められた手段により取得し、以下のような目的のために利用いたします。

- a) お客様との取引開始
- b) 当行の金融商品に関するサービスの提供(預金、送金、為替、ローン、クレジットカード、その他法令により許容される銀行業務)  
個人情報は慎重に取り扱い、既存のサービスの向上およびお客様の利益にかなう新たなサービスの提供のために利用いたします。

#### 2. 取得される情報の種類

お客様から取得される個人情報は以下のものとなります。

- a) 名前、住所、生年月日、性別、電話番号、本人確認書類の番号、資産、収入、その他お客様を確認・認識するための情報
- b) 口座残高、支払い履歴、取引相手、クレジットカード利用履歴、取引開始の日付、その他当行や当行系列会社との取引情報
- c) クレジット取引の有効期限、履歴等の消費者情報センターから取得された情報

#### 3. 個人情報の取得方法

当行は、個人情報を以下の方法で取得いたします。

- a) 当行の金融商品の申込書やその他商品やサービスに関する書類を通じての特定の個人情報の取得
- b) 口頭による取得(対面による場合と電話による場合を問いません。)
- c) 取引の登録を通じての取得
- d) 消費者情報センターに要請し、発行された書類による取得

#### 4. 個人情報の利用と提供

当行は、お客様へのより良いサービスの提供、充実した金融商品やサービスの説明および適切な業務実行、ならびに、第1項に述べられている目的の達成のために、必要最低限の範囲内において、個人情報を取得・利用いたします。

当行は以下の場合を除き、個人情報の第三者への提供はいたしません。

- a) お客様の同意を得た場合
- b) 法令等に求められている場合
- c) データや支払いの処理に関する金融業務の提供者またはATMの業務提供者に提供する場合
- d) 当行系列会社以外で、当行のお客様に許可されている、または法律で認められている会社に提供する場合
- e) 個人情報の処理手続き業務が委託されている場合

当行は、外部へサポート業務を委託する際に、委託先の個人情報管理システムがプライバシー保護の基準に沿ったものであるかを確認し、法令諸規則に従って契約を交わし、また、その他の必要な処置を講じます。

## 5. 個人情報の管理

当行は、セキュリティと守秘義務の厳格な基準に従って、お客様の個人情報を保護いたします。当行は、公開されていないお客様の個人情報へのアクセスを、個人情報の取り扱いのトレーニングを受けた従業員に限定しており、それらの情報はお客様に金融商品やサービスを提供する際にのみ用いられます。従業員がプライバシー・ポリシーに違反した場合は、当行の職業倫理と行動規範に従って、従業員に対し懲戒処分がなされます。

## 6. 個人情報の開示等

- 個人情報の開示と訂正: お客様から個人情報を開示するよう請求があったときは、何らかの理由で開示することが禁止されている場合を除き、本人であることを確認した上で開示します。また、個人情報が誤っている場合は、お客様の請求に基づいて、訂正します。
- 個人情報利用の中止: お客様がダイレクトメール、郵便、電話、Eメール等によるご案内や広告資料の送付をご希望でないときは、支店・出張所等にてお申し出いただくことにより、当該サービスを停止することができます。

## 7. お客様からのお問い合わせ・苦情

当プライバシー・ポリシーに関する説明・情報提供は当行の支店・出張所等が行います。

## 8. 改定

当プライバシー・ポリシーは、法令改正やその他の理由により改訂されることがあります。その場合は、当行の支店・出張所等やホームページにお知らせを掲載いたします。

## 9. 個人情報に関するお問い合わせおよび苦情の受付窓口等

当行の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせや、開示等のご依頼、苦情、その他個人情報に関するご不明な点等については下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

### コールセンター

日本国内からおかけになる場合: 電話: 0120-09-5595

ブラジルからおかけになる場合: 電話: 4004-0001 または 0800-729-0001

### ポルトガル語 (24時間)

スペイン語 (月曜日から土曜日 7:00-22:00)

英語、日本語 (月曜日から金曜日 9:00-18:00)

### 支店および出張所

東京支店 平日9:00-15:00 / 土曜日 9:00-14:00

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル

浜松支店 月曜日から土曜日9:00-15:00

〒430-7701 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタタワー1階

名古屋支店 月曜日から土曜日9:00-15:00

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-17-19 キリックス丸の内ビル

群馬支店 月曜日から土曜日9:00-15:00

〒373-0851 群馬県太田市飯田町1319-1 坂東ビル

茨城出張所 月曜日から土曜日9:00-15:00

〒303-0022 茨城県常総市水海道淵頭町2909-1 白井ビル

長野出張所 月曜日から土曜日9:00-15:00

〒386-0013 長野県上田市中央東1-5 愛宕マンション101

岐阜出張所 月曜日から土曜日9:00-15:00

〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町2591-1 朝日プラザ美濃加茂ステーションコアオフィス101

## 10. その他の苦情・相談に関するお申し出先

当行は全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情・相談をお受けしております。

全国銀行個人情報保護協議会 電話番号 03-5222-1700 <http://www.abpdpc.gr.jp/>

全国銀行協会銀行とりひき相談所 電話番号 03-5252-3772

またはお近くの銀行とりひき相談所 <http://www.zenginkyo.or.jp/inquiry/clinic/addresses.html>